

## I. 令和5年度関税改正を巡る諸情勢

これまでのヒト・モノ・カネの流れの趨勢的な拡大に加え、デジタル化の急速な進展やサプライチェーンの見直しの動きなどの内外の経済・社会の構造変化を受け、税関を取り巻く環境は大きく変化している。

越境EC（電子商取引）の利用拡大に伴い、航空貨物の輸入申告件数は近年急増し、海上貨物の輸入申告件数についても、近隣アジア諸国からの輸入を中心に増加しており、これまで以上に効果的・効率的な水際取締りが必要となっている。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、入国者数が大幅に落ち込んでいたものの、本年10月の水際対策の緩和に伴い、入国者数は回復傾向にあり、今後、更なる増加も予測される。また、来年にはG7広島サミット、2025年には大阪・関西万博が予定されており、引き続きテロ対策を推進していく必要がある。こうした中、迅速な通関を確保しつつ、不正薬物やテロ関連物資等の密輸阻止の観点から厳格な水際取締りを行うことが求められている。

さらに、ロシア等に対する経済制裁の実効性の確保や経済安全保障上の脅威への対処等のため、輸出面を中心とした水際取締りにも重点的に取り組むことが求められている。

財務省及び税関においては、こうした環境変化に的確に対応し、適切な関税率の設定・関税制度の整備等を行うとともに、税関の使命である「安全・安心な社会の実現」「適正かつ公平な関税等の賦課・徴収」「貿易円滑化の推進」を着実に果たしていく必要がある。このため、今後も、世界税関機構や国内外の関係機関・関係事業者等との連携を強化すること、輸出貨物に係る審査・検査・事後調査を含めた税関の体制を整備・充実すること、先端技術を活用した取締・検査機器を適正に配備すること、税関手続の一層のデジタル化を図ることなど、「スマート税関の実現に向けたアクションプラン 2022」（令和4年11月公表）に掲げられた施策を着実に実施し、業務の一層の高度化・効率化を進めていくことが重要である。

さらに、近年、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（TPP11協定）、日EU経済連携協定、地域的な包括的経済連携（RCEP）協定といった大型の経済連携協定（EPA）が発効し、我が国の貿易総額に占めるEPA等が発効済の国・地域との貿易額の割合は約8割となっている。こうした協定の活用による国際貿易の一層の円滑化を推進するため、貿易関係者等へのきめ細やかな情報提供など一層の利用促進に取り組むとともに、これらの協定を前提とした関税政策の検討や関税制度・執行体制の整備を引き続き進めていくことが重要である。

## II. 令和5年度関税改正についての考え方

### 1. 暫定税率等の適用期限の延長等

#### (1) 暫定税率の適用期限

暫定税率は、政策上の必要性等から、適用期限を定めて、基本税率を暫定的に修正する税率である。その水準及び必要性については、常に見直していくべきものであり、適用期限の延長に際しては、国内の生産者及び消費者等に及ぼす影響、国際交渉との関係、産業政策上の必要性等を考慮する必要がある。

上記の考え方に沿って検討を行った結果、令和5年3月31日に適用期限が到来する412品目に係る暫定税率について、その期限を令和6年3月31日まで延長することが適当である。

## (2) 特別緊急関税制度

特別緊急関税制度については、対象となる品目がWTOドーハ・ラウンド交渉や、EPA等に係る交渉の対象となり得るものであり、国際交渉の状況を予断なく注視する必要があること、引き続き国内産業を保護する必要があることから、令和5年3月31日に到来する適用期限を令和6年3月31日まで延長することが適当である。

## (3) 加糖調製品に係る暫定税率

加糖調製品は、砂糖と砂糖以外のココア粉やミルク等の混合物であり、菓子類や飲料等の原料として幅広く使用され、国内の砂糖需要を一部代替している。

TPP11協定において、加糖調製品に関税割当制度が導入される等の譲許がされたこと等により、国内産糖への支援に対する影響が懸念されたため、「総合的なTPP等関連政策大綱」（平成29年11月24日TPP等総合対策本部決定）に基づき、TPP11協定発効時に糖価調整制度における調整金の対象に加糖調製品が追加された。

加糖調製品に係る暫定税率については、

- ・ 糖価調整制度が、甘味資源作物に係る農業所得の確保、国内産糖の製造事業の経営安定その他関連産業の健全な発展を通じて、国内産糖の安定的な供給の確保を図ることにより、国民生活の安定に寄与することを目的としていること
- ・ 加糖調製品と国産の砂糖の価格差は足元で縮小しているものの、依然として価格差が認められること
- ・ 加糖調製品全体の輸入量は近年減少しているものの、TPP11協定の枠内税率の引下げや枠数量の拡大等に伴い、一部の品目ではTPP11加盟国からの輸入量が増加しており、今後再び加糖調製品全体の輸入量が増加に転じる可能性も否定できないこと
- ・ 甘味資源作物の生産費削減を含む国内産糖に係る競争力強化等に努めていること
- ・ 暫定税率の引下げにより確保した調整金を原資とした原料糖の価格調整により、国産の砂糖の価格が抑制され、消費者の利益に寄与していると評価できること
- ・ こうした状況を踏まえ、農林水産省は、糖価調整制度の目的に照らして、国内産糖への支援の原資となる調整金を拡大する方針であること

等を総合的に勘案し、加糖調製品のうち6品目（ココアの調製品、ミルクの調製品等）について、調整金の拡大が可能となるよう、令和5年度のTPP11税率の設定状況等を踏まえ、暫定税率を引き下げることが適当である。

また、加糖調製品に係る暫定税率の検討に当たっては、毎年度、加糖調製品と国産の

砂糖の価格差及び需給の動向、国内産糖に係る競争力強化の取組状況、暫定税率の引下げによる政策効果、加糖調製品と国産の砂糖に関する今後の中長期的な在り方及びその実現に向けた具体的取組等について、消費者の視点も踏まえつつ、農林水産省に検証及び報告を求めることが適当である。

#### (4) 航空機部分品等免税制度

我が国の航空機産業と宇宙産業においては、国際共同開発への参画や民間企業による宇宙ビジネスへの参入等が進められているところであり、国際競争力の更なる強化が必要となっている。その製造に際し、国産困難な部分品等は輸入に依存しているため、航空機部分品等免税制度は、航空機部分品等の免税輸入を通じて、コスト軽減に資するものとなっている。

こうした点を踏まえ、令和5年3月31日に適用期限が到来する航空機部分品等免税制度については、その適用期限を令和8年3月31日まで3年間延長することが適当である。

#### (5) 加工再輸入減税制度

安価な海外製原材料による製品の輸入が増加している我が国の繊維・皮革産業においては、加工再輸入減税制度を利用し、国産の材料を一旦輸出して海外で加工した後、再び輸入することで、国産材料の利用促進と生産コストの削減による産業全体の活性化及び競争力の強化を図っている。

こうした点を踏まえ、令和5年3月31日に適用期限が到来する加工再輸入減税制度については、その適用期限を令和8年3月31日まで3年間延長することが適当である。

## 2. 個別品目の関税率の見直し

### (1) プロポリス原塊の分類変更への対応

プロポリス原塊（注）については、従来、関税率表第0511.99号の「食用ではない動物性生産品」に分類されていたが、令和元年9月のHS委員会（関税分類の国際会議）における分類決定を受けて第0410.90号の「昆虫類その他の食用の動物性生産品」へと分類変更されることとなる。移行先において適用される税率は、現行の税率水準を上回っているところ、分類変更による過度な税負担を避ける必要があることから、移行先（第0410.90号）において、税細分を新設した上で、現行（第0511.99号）と同じ水準の関税率を設定することが適当である。

（注）ミツバチが植物やミツバチ自身の分泌物等を練り合わせて、巣に作られる粘土状の物質。

### (2) セルラーバンブーパネルの分類変更への対応

セルラーバンブーパネル（注）については、従来、関税率表第4418.92号の「セルラーウッドパネル」に分類されていたが、本年3月のHS委員会における分類決定を受け

て第 4418.91 号の「建具及び建築用品のうち竹製のもの」へと分類変更されることとなる。移行先において適用される税率は、現行の税率水準を下回っているところ、国内産業を保護する必要があることから、移行先（第 4418.91 号）において、税細分を新設した上で、現行（第 4418.92 号）と同じ水準の関税率を設定することが適当である。

（注）芯材を平行又は格子状に並べ、その両面に竹製の合板等を貼り合わせた構造のもの。

### 3. 急増する輸入貨物への対応

EC市場規模の拡大や、ECプラットフォーム事業者が提供するサービスの利用拡大を含む越境ECの拡大に伴い、輸入申告件数が年々増加している。特に、ECサイトを通じて海外の販売者等により販売され、国内の購入者に直接配送される貨物（以下「通販貨物」という。）の輸入が急増し、フルフィルメントサービス（ECプラットフォーム事業者等が海外の販売者等に対して提供する国内での倉庫保管、配送等を代行するサービス）を利用して国内で販売することを予定して輸入される貨物（以下「FS利用貨物」という。）の輸入も目立っている。

こうした中、航空貨物等による不正薬物や知的財産侵害物品の密輸が増加している。FS利用貨物については、非居住者が輸入実績のある国内居住者の名義を勝手に使用する、いわゆるなりすましにより輸入を行う事案が発生している。また、輸入時点で売買が成立しておらず、取引価格が存在していない中で、不当に低い価格で輸入申告し、関税等をほ脱する事案が顕在化している。

こうした状況を踏まえ、円滑な輸入を引き続き確保しながら、水際取締りの実効性を確保するとともに適正な課税を実現するため、以下の改正を行うことが適当である。

#### (1) 輸入申告項目の追加

現行の輸入申告項目では、通販貨物やFS利用貨物であることが把握できず、審査・検査を行うべきハイリスク貨物の絞込みに限界があることから、通販貨物やFS利用貨物であることを申告情報から特定し、輸入貨物の類型を考慮したリスク管理に基づくメリハリのある審査・検査を実施する必要がある。このため、輸入申告項目に「通販貨物に該当するか否か」（ECプラットフォームを利用して販売した通販貨物の場合は「ECプラットフォームの名称」を含む。）及び「国内配送先」を追加することが適当である。

さらに、いわゆるなりすましにより輸入者の住所及び氏名を偽って輸入する行為が虚偽申告輸入罪（関税法第111条第1項第2号）の対象となれば、このような不適切な輸入に対する防圧効果も見込まれるため、現在、輸入申告書の様式で記載を求めている「輸入者の住所及び氏名」を政令上の輸入申告項目に追加することが適当である。

#### (2) 税関事務管理人制度の見直し

非居住者が自ら輸入者となり貨物を輸入する場合、輸入申告等の事務を処理させる

ために、国内に住所等を有する者を税関事務管理人として定め、税関長に届け出なければならない。しかしながら、非居住者が税関事務管理人を定めず、取引実態を把握していない国内居住者に輸入の代行を依頼するため、税関が申告内容や取引の詳細を十分に確認できない事案が発生している。また輸入許可後に税関事務管理人が解任されて事後調査時には定められていない場合等にもこれらの事案と同様の問題が生じる。

こうした状況を踏まえ、税関が非居住者に連絡できるようにすることで審査や事後調査の実効性を高めるため、以下の事項を可能とする等の規定の整備を行うことが適当である。

- ① 税関事務管理人の届出がない場合、税関長が非居住者に対し、税関事務管理人に処理させる必要があると認められる事項（以下「特定事項」という。）（注1）を明示して、期限を指定して税関事務管理人の届出を求めること
- ② 非居住者が期限までに税関事務管理人を届け出ない場合に、税関長が、国内居住者で特定事項の処理につき便宜を有する者のうち一定の国内関連者（注2）を、特定事項を処理させる税関事務管理人として指定すること

さらに、適切な者が税関事務管理人として届出され、又は税関長が適切な者を指定できるよう、税関事務管理人の届出項目に「届出者（非居住者）の事業」、「届出者（非居住者）と税関事務管理人との関係」等を追加するとともに、届出を行う非居住者に対して税関事務管理人との委任関係を証する書類の提出を求めることが適当である。

（注1）税関長から受領した書類の非居住者への送付、非居住者から受領した書類の税関長への提出。

（注2）非居住者と資本関係がある等特殊な関係を有する者、関税の税額等の計算の基礎となるべき事実について非居住者との契約により密接な関係を有する者、非居住者が利用するECプラットフォームを運営する事業者等。

#### 4. 知的財産侵害物品の認定手続における簡素化手続の対象拡大

税関長は、知的財産を侵害する疑義のある貨物を発見した場合、認定手続を開始し、権利者及び輸入者に対し、証拠・意見の提出を求め、提出された証拠等に基づいて侵害の該否を認定する。侵害に該当する場合には貨物を没収することが可能となっている。

認定手続においては、平成19年に簡素化手続が導入され、輸入者が侵害の該否を争わない場合、権利者に証拠・意見の提出を求めることなく、侵害の該否を認定することとしている。特許権、実用新案権、意匠権及び保護対象営業秘密については、簡素化手続の導入時、特許権等の輸入差止件数が少なく、また税関が侵害の該否を即物的に判断可能か明らかでなかったこと等から、その対象に含めなかった。

近年、越境ECの進展等に伴い、特許権及び意匠権に係る輸入差止件数が増加し、権利者にとって、証拠・意見の提出に伴う業務や弁理士・弁護士への依頼費用等の負担が大きくなっている。実用新案権及び保護対象営業秘密を含め、輸入差止申立制度の対象となっている全ての知的財産を簡素化手続の対象とすることは、権利者、輸入者及び税関の

事務負担の軽減に資する。

こうした点を踏まえ、権利者の事務負担軽減等の観点から、簡素化手続の対象に特許権、実用新案権、意匠権及び保護対象営業秘密を追加することが適当である。

## 5. 入国者の携帯する加熱式たばこに係る簡易税率の新設等

### (1) 入国者の携帯する加熱式たばこに係る簡易税率の新設

入国者が携帯する貨物については、通関手続の迅速化を目的として、一部の貨物を除き、関税、内国消費税及び地方消費税の率を総合したものを基礎として算出した簡易税率が設けられている(注1)。ただし、加熱式たばこ(注2)には簡易税率の適用はなく、免税範囲を超える部分について、関税、たばこ税、消費税及び地方消費税が課される。

通関手続において、特にたばこ税額の計算方法が複雑であることから、入国者が携帯する加熱式たばこの課税処理に時間を要しており、また、入国者にとっても課税額の予見可能性が低いという問題がある。

こうした点を踏まえ、迅速通関等の観点から、加熱式たばこに係る簡易税率を新設することが適当である。簡易税率の水準については、課税対象としてスティック型及びリキッド型を区分して法令に規定した上で、スティック型 15 円/本、リキッド型 50 円/個とすることが適当である。

(注1) 関税が無税のアルコール飲料の一部及び紙巻たばこについては、租税特別措置法等に基づいて、特例税率が設けられている。

(注2) 加熱式たばこは大別すると、スティック型(紙で巻いた葉たばこ等のスティックを燃焼せずに加熱して喫煙するもの)とリキッド型(カートリッジに充填されたグリセリン等を燃焼せずに加熱して葉たばこ等が充填された容器を経由して喫煙するもの。製造たばことみなされるカートリッジに充填されたグリセリン等のみが包装され販売されるものを含む。)の2種類。

### (2) 入国者の携帯するアルコール飲料に係る簡易税率の取扱い

入国者が携帯するアルコール飲料については、簡易税率を適用しており、入国者の利便のため、100 円/ℓ 刻みで設定している。

令和5年10月の酒税率の見直し(ワイン 90→100 円/ℓ、清酒 110→100 円/ℓ 等)を受けたアルコール飲料に係る簡易税率の見直しの要否については、実態調査を踏まえて算出した税率の変化分が 100 円/ℓ に満たないことから、現行の水準(蒸留酒(焼酎等) 300 円/ℓ、その他のもの(ワイン等) 200 円/ℓ)を維持することが適当である。

## 6. 植物防疫法の改正に伴う保税関連の規定の整備

関税法上、外国貨物を置くことができる場所は保税地域に制限されている。ただし、外

国貨物の特殊性により保税地域に置くことが困難である場合等があるため、政令で定める貨物等については、保税地域外に置くことが可能となっている。

検疫検査のために植物防疫所等（一部は保税地域外）に置かれる輸入植物等については、植物防疫官による適切な管理が行われていること等を踏まえ、「保税地域外に置くことができる貨物」として政令に規定されている。

国際植物防疫条約に基づく国際基準の策定等に伴い、今般、植物防疫法が改正され、輸入される中古農機等が新たに検疫検査の対象となったことを踏まえ、港又は飛行場の植物防疫所等に置かれる中古農機等については、輸入植物等と同様に扱うべきものであることから、政令上の「保税地域外に置くことができる貨物」に追加することが適当である。

## 7. 保税蔵置場の許可手数料等に係る納付期限の緩和

保税蔵置場の許可を受けた者（注）は、保税蔵置場の面積に応じ、税関関係手数料令で定められた額の手数料を、1か月ごとに毎月納付することとされている。当該手数料の納付期限については、許可期間の初月分は許可の日から10日以内、2月目以後の分は前月末日まで、納付後に面積を拡張した場合の増額分は拡張した月の末日と拡張の日から10日経過日とのいずれか遅い日までとされている。

初月分の納入告知書は、許可の日以後最初の開庁日に発送手続きを行い、その翌開庁日に発送されるため、納付期限までの実質的な日数は10日より短い。また、令和3年10月施行の郵便法の改正（送達日数の繰下げ等）により、この日数は更に短くなっている。2月目分や納付後に面積を拡張した場合の増額分についても、許可や拡張の日によっては、納付期限までの実質的な日数が短くなる場合がある。

手数料の納付のための十分な期間を確保する観点から、国の歳入の納付期限の原則を踏まえ、初月分の納付期限を許可の日から20日以内とする等の規定の整備を行うことが適当である。

（注）保税展示場、保税工場若しくは総合保税地域の許可又は承認工場の承認を受けた者についても同様の制度。

## 8. 納税環境の整備

### (1) 加算税制度の見直し

関税においては、提出期限後の特例申告書（期限後特例申告書）の提出や税関長による税額等の決定があった場合等に、納税額の15%（納税額が50万円を超える部分は20%）に相当する無申告加算税を課すこととされており、この制度は内国税と同様である。

令和5年度税制改正においては、内国税の無申告加算税制度に関し、善良な納税者の

公平感を特に損なうおそれのある無申告行為を未然に抑止する観点から、社会通念に照らして申告義務を認識していなかったとは言い難い規模の高額無申告について、納税額が300万円を超える部分に係る無申告加算税の割合を20%から30%に引き上げることとなっている(注1)。また、繰り返し行われる悪質な無申告行為を未然に抑止し、自主的な申告を促し、納税コンプライアンスを高める観点から、前年及び前々年の国税について無申告加算税等(注2)を課される者が行う更なる無申告行為に対して課される無申告加算税等を10%加重する措置を整備すること(注3)となっている。

内国税の改正の状況を踏まえ、関税の無申告加算税制度についても、輸入者による適正な申告を確保する観点から、納税額が300万円を超える部分に係る関税の無申告加算税の割合を20%から30%に引き上げることが適当である(注1)。また、前年及び前々年の関税について無申告加算税等(注2)を課される者が行う更なる無申告行為に対して課される無申告加算税等を10%加重する措置を整備すること(注3)が適当である。

(注1) 調査通知以後、かつ、その調査があることにより更正又は決定があるべきことを予知する前にされた期限後特例申告書の提出又は修正申告に基づく無申告加算税の割合(現行:10%(納税額が50万円を超える部分は15%))については、納税額が300万円を超える部分に対する割合を15%から25%に引き上げる。

(注2) 無申告重加算税を含む。

(注3) 本措置と、過去5年以内に無申告加算税又は重加算税を課された者が再び無申告又は仮装・隠蔽に基づく修正申告等を行った場合に課される無申告加算税又は重加算税の10%加重措置の両方の要件を満たす場合には、いずれかが適用される。

## (2) 関税関係帳簿書類の電子保存制度の見直し

輸出入業者は、貨物に係る必要事項を記載した帳簿(以下「関税関係帳簿」という。)を備え付け、保存しなければならない(注1)。ただし、関税関係帳簿に記載すべき事項が記載されている輸入許可書等を保存する場合は、当該事項の関税関係帳簿への記載を省略することができるとされている。輸入許可書等の保存による関税関係帳簿の代用は、輸出入・港湾関連情報処理システム(NACCS)から送信される輸入許可通知等の電磁的記録の保存によってもできるとされている。

関税関係帳簿の代用とする輸入許可通知等の電磁的記録の保存について、通達で規定している、改ざん防止措置等の保存要件(注2)に従うべき旨を、明確化の観点から政令に規定することが適当である。

また、令和5年度税制改正においては、内国税の国税関係書類のスキャナ保存制度について、制度の一層の利用促進を図る観点から、国税関係書類をスキャナ保存する場合において求められる保存要件等を緩和することとなっている。内国税の改正の状況を踏まえ、関税関係書類をスキャナ保存する場合において求められる保存要件等を緩和することが適当である。

(注1) 特例輸入者及び特定輸出者についても同様。

(注2) 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存と同じ保存要件。